

豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 令和3～5年度(2021～2023年度)

1. 計画の位置付け

豊島区の地域保健福祉施策に係る総合計画である、「豊島区地域保健福祉計画」の高齢者福祉分野における目標と具体的な施策を示すものです
〔根拠法令〕老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条
〔計画期間〕平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間

2. 介護保険制度の主な改正内容

☆地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応
☆地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
☆医療・介護のデータ基盤の整備の推進
☆介護人材確保及び業務効率化の取組強化

3. 基本理念と基本方針

【基本理念】

個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち

【基本方針】

- ①人間性の尊重と権利の保障
- ②自己決定の尊重
- ③健康で自立した地域生活の促進
- ④区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

4. 令和22(2040)年の将来像と地域包括ケアシステムの姿

【2040年の将来像】

高齢者が主役となって、つながり、支え合い、幸せに住み慣れた地域で暮らせるまち と
しま

【豊島区が目指す地域包括ケアシステムの姿】

次ページの参照4つの視点を参照

5. 地域包括ケアシステムの実現に向けた施策の展開

令和22(2040)年を見据えた高齢者の将来像(ビジョン)を大目標としてとらえ、豊島区が目指す地域包括システムの姿を中目標とし、施策体制を整理しました。目標と施策が互いに連携し、関係部門や多職種による参画を得ながら、施策を横断的に展開していきます。

大目標(ビジョン)

高齢者が主役となってつながり、支え合い、幸せに住み慣れた地域で暮らせるまち としま



視点1:介護予防と社会参加の促進

住み慣れた地域で生活を続けていくために、健康づくりや介護予防などの活動へ積極的に参画する高齢者を支援し、高齢者が活躍する場を増やし支え合いの輪を広げます

【施策1】 介護予防・健康づくりの推進

【施策2】 生活支援の充実



視点2:在宅生活の限界点の向上

高齢者総合相談センターが核となり、地域との連携により高齢者をサポートし、安心・安全な暮らしと、可能な限り自宅での生活を支える包括的な支援を続けます

【施策3】 高齢者総合相談センターの機能強化

(1)高齢者総合相談センターの相談支援の充実

(2)ケアマネジャーの資質向上と育成支援

(3)地域ケア会議機能の推進

(4)介護予防活動の支援、介護予防ケアマネジメントの推進

【施策4】 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

【施策5】 在宅医療・介護連携の推進



視点3:住まい方の支援

高齢者が孤立することなく、地域の子育て世帯や若者をつながりをもって生活できる住環境を整え、高齢者の心身の状況に応じた多様な住まい方を支援します

【施策6】 高齢者の住まいの充実



視点4:介護サービスの質の担保と向上

地域の多様な担い手によるサービスや介護保険などの公的なサービスを適切に組み合わせ、高齢者の心身を支えるサービスの充実と質の高いサービスの提供を進めます

【施策7】 介護サービスの質の向上

【施策8】 給付適正化の取組み(第5期介護給付適正化計画)

豊島区地域包括支援センター運営方針（概要版）

豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下、「計画」）に基づき、高齢者総合相談センター（以下、「センター」）の運営方針を明確にし、センターの業務を円滑に効率的に実施するために策定する。

計画で定めた施策体系のうち、センターが取り組む特に力を入れる事業の概要は以下の通り。

施策1 介護予防・健康づくりの推進

● 高齢者の社会参加と住民主体の通いの場の拡大

- ・住民主体の通いの場での活動を支援する。

● 訪問型・通所型サービスの実施

- ・介護予防に資する総合事業の利用を勧奨する。

施策2 生活支援の充実

● 見守り支援事業担当による活動 — 専門的な見守り

- ・年に1回の熱中症予防訪問、3年に1回の生活実態訪問調査を実施継続する。
- ・高齢者の呼びかけ事業の結果を踏まえ高齢者の実態把握を行う。
- ・支援対象者を抽出し、関係機関と連携しながら見守り等の必要な支援に繋げる。

施策3 高齢者総合相談センターの機能強化

● 高齢者総合相談センターの相談支援の充実

- ・専門職部会により、問題解決能力の向上と専門職間の情報共有を図る。
- ・区民ひろばへの出張相談の開始、センターの夜間休日相談体制の拡大により、相談体制を充実させる。
- ・介護者支援として、介護離職防止に向けた講演会等を実施する。
- ・オンラインなどを活用した多様な方法によりセンター周知を行う。

● 介護予防活動の支援、介護予防ケアマネジメントの推進

- ・効果的な介護予防ケアマネジメントにより、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送る支援を推進する。
- ・高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活することを目指す。

施策4 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

● 普及啓発・本人発信支援

- ・認知症サポーターの養成等の取組みに努める。
- ・認知症の相談窓口としての高齢者総合相談センターの認知度の向上に努める。

● 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・認知症の人を介護する家族の負担を軽減するための取組みを推進する。

豊島区地域包括支援センター運営方針（案）

令和 3 年 月 日
保健福祉部高齢者福祉課長決定

I 運営方針策定の趣旨

「豊島区地域包括支援センターの運営方針」は、豊島区高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の運営方針を明確にし、センター業務を円滑に効率的に実施するために策定する。

令和 2 年 6 月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、2040 年を見据えて、地域共生社会の実現を図るため、介護保険制度の改正が行われた。

豊島区はこれまでの取り組みを発展させるとともに、豊島区の地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制等の整備を進め、高齢者が尊厳を持ってその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むという介護保険制度の理念を踏まえ、「地域包括ケア計画」として「高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムを深化、推進する。

II 地域包括支援センターの意義・目的

- 1 センターは、地域住民が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるように、心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とする。
- 2 センターは地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として設置する。
- 3 センターの設置責任主体は豊島区であることから、豊島区は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営に適切に関与する。
- 4 豊島区が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮することにより、適切・公平かつ中立的なセンターの運営を確保する。

Ⅲ 考え方や理念

センターは、以下のような基本的な視点に立脚した運営を行う。

1 公益性の視点

センターは、区の介護・福祉行政の一翼を担う「公共的」な機関として中立性の高い事業運営を行う。

2 地域性の視点

(1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

(2) センターは、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣同士の助け合いまで、地域の社会資源と連携を図ることで、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く吸い上げ、地域が抱える課題を把握し、日々の活動に反映させる。

3 協働性の視点

(1) センターの保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、見守り支援事業担当者と一体となり、それぞれの専門性を生かして連携チームをつくり、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の体制を構築し、様々な相談に応ずる「チームアプローチ」を基本とする。

(2) センターは、地域の中に積極的に入り問題の早期発見に努める。また、地域の保健医療・介護・福祉の専門職やボランティア・民生児童委員など福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図る。

Ⅳ 責務

1 区の責務

区は、センターの運営と機能強化のため区直営の基幹型センターを設置し、以下の後方支援を行う。

(1) 地域包括支援センターの現状と課題を把握し、地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担と連携強化、効果的・効率的な運営体制を構築するための地域包括支援センター間の総合調整の実施。高齢者やその家族に対する相談体制を整備のほか、認知症施策、在宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・

介護予防サービスの基盤整備の推進等の事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制の構築支援による地域包括支援センターの適切な運営の後方支援。

(2) 地域ケア推進会議及び地域ケア個別会議の実施による連携体制の構築の後方支援。

(3) 介護支援専門員への支援体制の構築による高齢者の自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの機能強化の後方支援。

2 運営法人の責務

運営法人は、各センターの地域の実情を踏まえた運営状況を総合的に把握し、安定した業務の履行と質を高めるために、以下の取り組みを行う。

(1) 地域包括支援センター運営方針に基づき各センターが事業計画を作成することに関与し、支援すること。

(2) 運営法人の立場で、センターの運営を後方支援すること。

V 方針 【高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画】

1 施策体系

豊島区の掲げる基本方針と基本目標を達成し、豊島区がめざす地域包括ケアの実現に向けて、5つの施策体系がある。

- (1) 介護予防・健康づくりの推進
- (2) 生活支援の充実
- (3) 高齢者総合相談センターの機能強化
- (4) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- (5) 在宅医療・介護連携の推進

2 各施策の内容

下線部は重点事業とする。

施策1 介護予防・健康づくりの推進

1-1 介護予防の推進

- (1) フレイル対策の推進
- (2) 高齢者の社会参加と住民主体の通いの場の拡大
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

1—2 総合事業の推進

- (1) 訪問型・通所型サービスの実施
- (2) 総合事業基準緩和サービス従事者育成研修
- (3) 基本チェックリストの実施促進

施策2 生活支援の充実

2—1 在宅生活の支援

(1) 支え合いの仕組みづくり

- (2) 日常生活支援サービスの充実

2—2 見守りと支え合いの地域づくり

(1) 地域との協働 — 緩やかな見守り

- (2) 様々な主体による見守り活動の推進 — 担当による見守り

(3) 見守り支援事業担当による活動 — 専門的な見守り

- (4) 家族等による見守りの支援

施策3 高齢者総合相談センターの機能強化

(1) 高齢者総合相談センターの相談支援の充実

- (2) ケアマネジャーの資質向上と育成支援

(3) 地域ケア会議機能の推進

(4) 介護予防活動の支援、介護予防ケアマネジメントの推進

施策4 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

(1) 普及啓発・本人発信支援

- (2) 予防（認知症への「備え」として）

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(5) 高齢者の権利擁護

施策5 在宅医療・介護連携の推進

(1) 医療・介護従事者を中心とした多職種連携の推進

- (2) 在宅医療・介護に関わるスタッフのスキルアップ

- (3) 在宅医療に理解ある区民を増やす

VI 重点事業のうち、特に力を入れる事業の概要

施策1 介護予防・健康づくりの推進

1-1 介護予防の推進

(2) 高齢者の社会参加と住民主体の通いの場の拡大

高齢者が介護予防の取組みを行えるよう、住民主体の通いの場での活動を支援する。

1-2 総合事業の推進

(1) 訪問型・通所型サービスの実施

「機能維持」ではなく機能訓練により「回復」という総合事業の趣旨を踏まえ、対象となる高齢者には、介護予防に資する総合事業の利用を勧奨する。

施策2 生活支援の充実

2-2 見守りと支え合いの地域づくり

(3) 見守り支援事業担当による活動 — 専門的な見守り

年に1回の熱中症予防訪問、3年に1回の生活実態訪問調査を実施継続する。

また、上記事業と併せて、高齢者の呼びかけ事業の結果を踏まえ高齢者の実態把握を行うとともに、支援対象者を抽出し、関係機関と連携しながら見守り等の必要な支援に繋げていく。

施策3 高齢者総合相談センターの機能強化

(1) 高齢者総合相談センターの相談支援の充実

専門職部会の開始により、問題解決能力の向上と専門職間の情報共有を図る。

区民ひろばへの出張相談の開始、センターの夜間休日相談体制の拡大により、相談体制を充実させる。

介護者支援として、介護離職防止に向けた講演会等を実施する。

町会等への交流を深めるだけでなく、オンラインなどを活用した多様な方法により世代を問わないセンター周知を行う。

(4) 介護予防活動の支援、介護予防ケアマネジメントの推進

総合事業の趣旨を踏まえ、効果的な介護予防ケアマネジメントにより、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送る支援を推進する。地域ケア会議などを活用して、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活することを目指す。

施策4 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

(1) 普及啓発・本人発信支援

認知症の理解促進のために、認知症サポーターの養成等の取組みに努める。ま

た、認知症の相談窓口としての高齢者総合相談センターの認知度の向上に努める。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

介護者の会等、認知症の人を介護する家族の負担を軽減するための取組みを推進する。

VII 運営方針に基づく事業計画の策定

センターは、事業計画を作成し、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域のニーズに応じた事業運営に努める。

事業計画はセンターの基本姿勢を表すものとして策定し、住民に対しても解り易く広報する。

(1) 事業計画について

別記様式第1号「事業計画表」を毎年度当初に、作成し、提出する。当該年度の各「地域包括支援センター目標」・「項目」・「内容・達成基準」について記載し指定月に提出する。

年度末に「取組と成果」・「次年度の課題」について記載し、「達成度」(a b c dの4段階)を自己評価して、年度末に提出する。

(2) 自己評価について

年度末に別記様式第2号「地域包括支援センター業務自己評価表」に記入し、提出する。自己評価の方法は、豊島区地域包括支援センター運営事業実施要綱、委託仕様書に記載している業務、「豊島区地域包括支援センターの運営方針」の実施方法・実施状況を4段階とし、4かなりできている 3ある程度できている 2あまりできていない 1できていない とする。

(3) ヒアリングについて

区は、ヒアリングを実施し、前年度のセンターの事業計画表、自己評価表の実績報告、および現年度の事業計画について、センター所長および運営法人の代表者から説明を受け、その内容を確認することができる。

(4) 点検と評価

センターは事業計画表および自己評価表によって当該年度の自己評価を行い、センターにおける課題の整理及び改善を図る。また、区は運営協議会にて、事業

計画および自己評価について報告し、定期的な点検を行いながら、より良いセンター運営の質の向上に努める。

2 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

3 事業の実施報告

地域包括支援センター運営協議会において事業計画及び実施について報告し、センターの適切、公平かつ中立な運営を確保する。

4 個人情報の保護

センターは、地域の多くの相談者が利用する機関であり、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理は万全を期することが求められる。センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることがないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守する。

5 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙を利用し、様々な機関への配付等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

6 苦情対応

センター（指定介護予防支援事業所）に対する苦情対応窓口を設置する。